



住宅宿泊事業（民泊）

Private Lodging Business

住宅宿泊事業を適正に運営すること
を証する書類を 年 月 日
に作成したので、和歌山県住宅宿泊事
業施行条例（平成30年和歌山県条例
第9号）第3条第12項の規定に基づ
き、公表します。

当該書類は、以下の場所で閲覧でき
ます。

閲覧場所： _____

